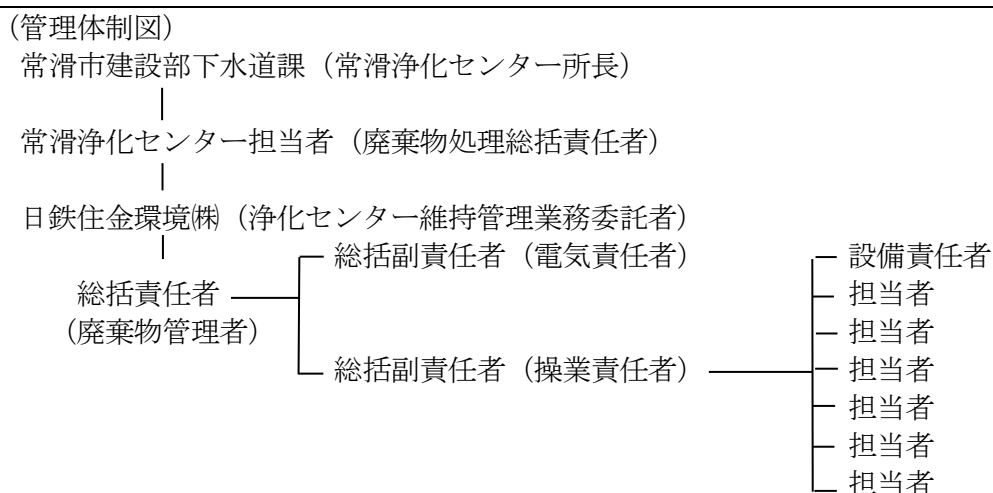


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和2年6月8日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 常滑市新開町4丁目1番地	
氏 名 常滑市長 伊藤 辰矢	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0569-35-5111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	とこなめじょうかせんた 常滑浄化センター
事業場の所在地	常滑市新開町6丁目3番地の2
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	36：水道業
② 事業の規模	年間処理水量：3,341,063 m ³
③ 従業員数	市職員2名 維持管理委託会社員11名 計13名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	市街地・空港島の污水→污水处理及び汚泥処理→処理水は滅菌後伊勢湾へ放流、汚泥は脱水後、セメント工場(セメント原料へ有効利用)及び発酵処理施設(肥料化)へ搬出する。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	—
	排 出 量	33,670 t	—
	（これまでに実施した取組） 現場における廃棄物の分別を周知徹底する。廃棄物保管場所を適正に管理する。法令を遵守し、適正に委託処理すると共にマニフェストの適正管理を徹底する。委託契約に際しては、委託先の処理能力等について現場確認を行う。 特別管理産業廃棄物については、適正に委託処理しマニフェストの適正管理を徹底する。廃棄物の排出管理について市職員及び維持管理委託会社に対して周知徹底する。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	—
	排 出 量	39,453 t	—
	（今後実施する予定の取組） 現場における廃棄物の分別を周知徹底する。廃棄物保管場所を適正に管理する。法令を遵守し、適正に委託処理すると共にマニフェストの適正管理を徹底する。委託契約に際しては、委託先の処理能力等について現場確認を行う。 特別管理産業廃棄物については前年度と同じ。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特に無し
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特に無し

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・実施していない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3 1， 0 1 5 t	— t
	（これまでに実施した取組） 汚泥発生量を抑制する方法として、汚泥を濃縮及び脱水し含水率を77%～82%にしている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3 6， 3 4 2 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥の含水率を下げることにより、汚泥発生量の減量に努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・実施していない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	—
	全 処 理 委 託 量	2, 6 5 5 t	— t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	9 t	— t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	2, 6 4 6 t	— t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・100%再利用を目標とし、排出量の低減をはかる。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	—
	全 処 理 委 託 量	3, 1 1 1 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1 0 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3, 1 0 1 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。